

金融円滑化に向けた取組みについて

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1 取組方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①態勢整備を図るため、本基本方針、金融円滑化管理方針の策定及び金融円滑化管理責任者の選任を理事会において決議しております。
- ②中小企業庁の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業などの専門家派遣事業等を活用して、取引先の経営課題解決に向けた経営相談・経営指導を行っております。また、外部支援機関とも連携し取引先の経営改善に向けた支援活動を実施しております。
- ③経営相談室において、お客さまの経営改善支援を行うための能力「目利き力」を向上させるため、融資の現場の職員に対し、研修を実施しております。
- ④平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表され、平成26年2月1日から適用の「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、お客さまの個人保証に関する適切な対応を行っております。

3 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客さまからの借入条件変更等に関する苦情相談に適切に対応するために、本部に苦情相談窓口を設置しております。

本部相談窓口 業務推進部

平日 午前9時から午後5時まで受付

 0120-500-242 (直通)

貸付条件の変更等(金利減免等を含む)の実施状況

【債務者が中小企業者である場合】

平成29年3月末	金額 (単位:百万円)	件数 (単位:件)
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	159,148	14,286
うち、実行に係る貸付債権	153,615	13,856
うち、謝絶に係る貸付債権	2,644	205
うち、審査中の貸付債権	165	25
うち、取下げに係る貸付債権	2,723	200

【債務者が住宅資金借入者である場合】

平成29年3月末	金額 (単位:百万円)	件数 (単位:件)
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1,713	186
うち、実行に係る貸付債権	1,335	157
うち、謝絶に係る貸付債権	172	14
うち、審査中の貸付債権	17	2
うち、取下げに係る貸付債権	188	13

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	平成28年度
新規に無保証で融資した件数	159件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.42%
保証契約を解除した件数	14件

(注)「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づきお申出はありませんでした。